

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

総務部会

協議項目	地方税の取扱い(国民健康保険税を除く。)	関係項目	個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町村たばこ税・鉱産税・特別土地保有税・入湯税
調整の方針	<p>(案)個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町(村)たばこ税・鉱産税・特別土地保有税については、町税として現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>納期については、法定納期を基本とし、納税者の納付性を考慮し、各税目の納付月の重複を回避し、地域性(6月の農繁期)を加味し、統一納期を定める。</p>		
税目名	南部町	南部川村	備考
1.個人町(村)民税	<p>1.税率</p> <p>均等割 2000円</p> <p>所得割 標準税率</p> <p>2.納期</p> <p>普通徴収</p> <p>第1期 8月1日から同月31日まで</p> <p>第2期 9月1日から同月30日まで</p> <p>第3期 10月1日から同月31日まで</p> <p>第4期 11月1日から同月30日まで</p> <p>特別徴収</p> <p>・月割額を翌月10日まで</p>	<p>1.税率</p> <p>均等割 2000円</p> <p>所得割 標準税率</p> <p>2.納期</p> <p>普通徴収</p> <p>第1期 8月16日から同月末日まで</p> <p>第2期 10月16日から同月末日まで</p> <p>第3期 翌年1月16日から同月末日まで</p> <p>特別徴収</p> <p>・月割額を翌月10日まで</p>	<p>【個人町(村)民税の納期】</p> <p>納期については、次のとおり統一する。</p> <p>1期 7月1日から同月末日まで</p> <p>2期 8月1日から同月末日まで</p> <p>3期 10月1日から同月末日まで</p> <p>4期 翌年1月1日から同月末日まで</p> <p>【個人の均等割の税率】</p> <p>地方税法第310条</p> <p>第294条第1項第1号又は第2号の者に対して課する均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる市町村においてそれぞれ当該下欄に掲げる額とする。</p> <p>(1)人口50万以上の市 年額 3,000円</p> <p>(2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円</p> <p>(3)(1)及び(2)の市以外の市並びに町村 年額 2,000円</p>
2.法人町(村)民税	<p>1.税率</p> <p>均等割 標準税率</p> <p>法人税率 100分の12.3(標準税率)</p>	<p>1.税率</p> <p>均等割 標準税率</p> <p>法人税率 100分の12.3(標準税率)</p>	

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

総務部会

協議項目	地方税の取扱い(国民健康保険税を除く。)	関係項目	個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町村たばこ税・鉱産税・特別土地保有税・入湯税
調整の方針			
税目名	南部町	南部川村	備考
3. 固定資産税	1. 税率 100分の1.4(標準税率) 2. 納期 第1期 8月1日から同月31日まで 第2期 9月1日から同月30日まで 第3期 10月1日から同月31日まで 第4期 11月1日から同月30日まで	1. 税率 100分の1.4(標準税率) 2. 納期 第1期 7月16日から同月末日まで 第2期 9月16日から同月末日まで 第3期 11月16日から同月末日まで 第4期 翌年2月16日から同月末日まで	【固定資産税の納期】 納期については、次のとおり統一する。 1期 7月1日から同月末日まで 2期 9月1日から同月末日まで 3期 11月1日から同月末日まで 4期 翌年2月1日から同月末日まで
4. 軽自動車税	1. 税率 標準税率 2. 納期 4月15日から同月末日まで	1. 税率 標準税率 2. 納期 4月16日から同月30日まで	【軽自動車税の納期】 納期を4月15日から同月末日までに統一する。 地方税法第445条(抜粋) - 略 - 2 軽自動車税の納期は、4月中において、当該市町村の条例で定める。 - 略 -
5. 町(村)たばこ税	1. 税率 千本につき 2,434円	1. 税率 千本につき 2,434円	現行どおり
6. 鉱産税	1. 税率 100分の1(標準税率) ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において、前月1日から同月末日の期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が200万円以下であるばあいにおいては、当該期間に係る税率は、100分の0.7とする。	1. 税率 100分の1(標準税率) ただし、鉱物の掘採の事業の作業場において、前月1日から同月末日の期間内に掘採された鉱物の価格の合計額が200万円以下であるばあいにおいては、当該期間に係る税率は、100分の0.7とする。	現行どおり

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

総務部会

協議項目	地方税の取扱い(国民健康保険税を除く。)	関係項目	個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町村たばこ税・鉱産税・特別土地保有税・入湯税
調整の方針	特別土地保有税については、地方税法第595条に規定する都市計画区域を有する市町村により免税点5000㎡に統一する。		
税目名	南 部 町	南 部 川 村	備 考
7. 特別土地保有税	<p>1. 税率</p> <p style="padding-left: 20px;">土地 100分の1.4</p> <p style="padding-left: 20px;">土地の取得 100分の3</p> <p>2. 免税点</p> <p style="padding-left: 20px;">5,000㎡</p>	<p>1. 税率</p> <p style="padding-left: 20px;">土地 100分の1.4</p> <p style="padding-left: 20px;">土地の取得 100分の3</p> <p>2. 免税点</p> <p style="padding-left: 20px;">10,000㎡</p>	<p>【特別土地保有税の免税点】</p> <p>地方税法第595条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域(第1号の市にあっては、当該市の区の区域)内において、第599条第1項第1号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日に所有する土地(第586条第1項若しくは第2項、第587条第1項又は第587条の2第1項本文の規定の適用がある土地を除く。)の合計面積が、第599条第1項第2号の特別土地保有税にあってはその者が1月1日前1年以内に取得した土地(該当土地の取得について第586条第1項若しくは第2項又は第587条第2項の規定の適用がある土地を除く。以下本条において同じ。)の面積合計が、第599条第1項第3号の特別土地保有税にあってはその者が7月1日前1年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積(以下本節において「基準面積」という。)に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。</p> <p>一 地方自治法第252条の19第1項の市の区の区域</p> <p style="text-align: right;">2,000㎡</p> <p>二 都市計画法第5条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域(前号の区域を除く。)</p> <p style="text-align: right;">5,000㎡</p> <p>三 その他の市町村の区域</p> <p style="text-align: right;">10,000㎡</p>

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

総務部会

協議項目	地方税の取扱い(国民健康保険税を除く。)	関係項目	個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町たばこ税・鉱産税・特別土地保有税・入湯税
調整の方針			
税目名	南部町	南部川村	備考
8.入湯税	1. 税率 入湯客1人1日 150円(標準税率) 2. 課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	1. 税率 入湯客1人1日 150円(標準税率) 2. 課税免除 年齢12歳未満の者 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者	【入湯税】 地方税法第701条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする。

南部町・南部川村合併協議会の調整内容

総務部会

協議項目	地方税の取扱い(国民健康保険税を除く。)	関係項目	個人町(村)民税・法人町(村)民税・固定資産税・軽自動車税・町たばこ税・鉱産税・特別土地保有税・入湯税
調整の方針			
参 考 事 項		備 考	
<p>1. 都市計画税の課税客体等</p> <p>市町村は、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。 (地方税法第702条第1項)</p> <p>2. 都市計画税の税率</p> <p>100分の0.3を超えることができない。(地方税法第702条の4)</p>		<p>現在、南部町では都市計画区域が設定されていますが、都市計画税は課税されていません。</p>	